

佐中広総第352号  
平成25年3月29日

各地域密着型サービス事業者 様

佐賀中部広域連合長 秀島 敏行  
(公印省略)

排泄介助の際に介護職員が使用するビニール手袋の費用負担について (通知)

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」により、各地域密着型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者（入所者）に負担させることが適当と認められるものについては、当該費用の支払いを受けることができるとされています。

この費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日 老企第54号）」により示されており、「その他の日常生活費」の趣旨としては、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当するとされており、受領に係る基準としては、「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと、とされています。

また、各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲として、利用者（入所者等）の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用と定義されています。

同通知では、留意事項として、「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものであるとしています。

このことについては、集団指導等でも周知しており、各事業所においてもこの趣旨を踏まえて「その他の日常生活費」の受領をいただいているところです。

しかし、先般、入浴介助や排泄介助の際に介護職員が使用するビニール手袋の費用徴収について、利用者家族から、排泄介助は介護給付の対象となっているサービスそのものであるから、その際に使用する物品の費用を徴収することは適切とは言えないのではないか、との指摘がありました。

佐賀中部広域連合では、上記通知の趣旨から、排泄介助の際に介護職員が使用するビニール手袋については、介護給付の対象となっているサービスと不可分であるため、その他の日常生活費として利用者等に負担を求めることは不適切と判断します。

現在、排泄介助の際に介護職員が使用するビニール手袋の費用を徴収している事業所におかれましては、平成25年4月サービス提供分から徴収を行わないようにしてください。

なお、利用者本人が利用する場合等は徴収していただいて結構です。

佐賀中部広域連合 総務課 指導係  
TEL 0952-40-1131  
FAX 0952-40-1165  
E-mail rengo@chubu.saga.saga.jp